

令和 7 年度砥部町消防団運営交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町消防団規則（平成 17 年砥部町規則第 116 号）

第 2 条に規定する消防団本部及び分団（以下「消防団」という。）の活動を支援するため、砥部町消防団運営交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第 2 条 交付金の対象となる経費は、消防団が行う次に掲げる事業に対する経費とする。

(1) 本部運営交付金

ア 会議その他消防団本部運営に要する経費

イ 他市町等関係機関との交流及び情報交換会等に要する経費

(2) 分団運営交付金

ア 詰所、機械器具等の維持管理費

イ 各種行事に要する経費

ウ 事務費、諸消耗品等に要する経費

エ 本部主催の交流会及び情報交換会等に要する経費の 2 分の 1

(3) 全国大会出場支援交付金

ア 訓練報酬

イ 操法訓練等に要する経費

(交付対象外経費)

第 3 条 次に掲げる経費は対象外経費とする。

(1) 親睦会、親睦旅行等の娯楽目的の事業費

(2) 慶弔費

(3) 食料費(訓練等における食料費は除く。)

(4) その他社会通念上、対象経費としてふさわしくないと考えられるもの

(交付金額)

第 4 条 交付金の額は、次に掲げる額を限度とする。

(1) 本部運営交付金 220,000 円

(2) 分団運営交付金 別表の合計額

(3) 全国大会出場支援交付金 1,500,000 円

(交付申請)

第 5 条 交付金の交付を受けようとする消防団組織の代表者（以下「団本部等の長」という。）は、交付金交付申請書（様式第 1 号）を町長が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、交付金交付決定通知書（様式第 2 号）により、速やかに団本部等の長に通知するものとする。

(交付金の請求及び支出)

第7条 団本部等の長は、前条の規定により交付金の交付決定を受けたときは、交付金請求書(様式第3号)により交付金を請求するものとする。

2 町長は前項の請求書を受理したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 団本部等の長は、交付金事業が終了したときは、速やかに交付対象事業実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第9条 団本部等の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した交付金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 交付金事業の実績額が交付金受領額に満たないとき。
- (2) この告示に違反したとき。
- (3) 交付金をその目的に使用しなかったとき。
- (4) 不正な方法により交付金の交付を受けたとき。
- (5) 交付金の交付条件に違反したとき。
- (6) その他、町長が不適当と認めたとき。

2 前項の場合において、町長は既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第4条関係)

均等額	施設額	団員数額
1分団 20,000円	1施設 4,000円	1人あたり 2,000円